平成 25 年 5 月 8 日

各　位

会 社 名　株式会社ゼンリン
代表者名　代表取締役社長　　髙山　善司
（コード番号：9474　東証第 1 部、福証）
問合せ先　執行役員コーポレート本部長　松尾　正実
（TEL：093－592－9050）

定款の一部変更のお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 8 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 14 日に開催予定の第 53 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）法令で定める監査役の員数が欠けた場合に備えるための補欠監査役について、選任の効力を監査役の任期とあわせ４年とするものであります。

（２）取締役会の招集と平仄を合わせ、監査役会の招集の表現を改めるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　平成 25 年 6 月 14 日（予定）
定款変更の効力発生日　　平成 25 年 6 月 14 日（予定）

以　上

別　紙＜定款変更の内容＞

（下線は変更部分を示します）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
（新設）	（補欠監査役の予選の効力） 第32条　補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第32条～第33条（条数の繰下げ）	第33条～第34条
（監査役会の招集手続） 第34条　監査役会は、各監査役に対し会日の３日前までにその通知を発する。 ただし、緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。	（監査役会の招集手続） 第35条　監査役会の招集は、各監査役に対し会日の３日前までにその通知を発する。 ただし、緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。
第35条～第45条（条数の繰下げ）	第36条～第46条

以　上